

異動届出書記載の仕方（記入例①：普通徴収）

※異動後の未徴収税額については、ご本人様あてに納税通知書を送付します。

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収							※ 複写してご使用ください		
							1.現年度	2.新年度	3.両年度
							処理事項		
◎異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。									
令和7年 11月 7日 提出 (宛先)庄内町長 (〒999-7781 庄内町余目字町132-1)		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 郵便番号 999-7781	庄内町余目字町132番地1 株式会社 庄内商店 庄内 太郎			特別徴収義務者指定番号 ★8桁です 88888888	★8桁です ★13桁又は12桁です 1111111111111	
		名称				個人番号又は法人番号			
		代表者の職氏名				係 (連絡先)	OO 課 OO 係 氏名 OO OO		
						電話	OOOO-OO-OOOO		
						該当する番号に○			
給与所得者	宛名番号	12345878 ★8桁です		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ショウナイ ハナコ		円 168,000	6月から	11月から	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡	令和7年 10月 31日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 税額を異動者から全額徴収して納入する 3. 普通徴収 残額を異動者本人が納入する	
氏名	庄内 花子 (旧姓)								
個人番号	111111111111			10月まで	5月まで	5. 支払少額・不定期 6. 会社合併・解散 7. その他 ()			
受給者番号	9999999								
住所 (1月1日現在)	庄内町余目字町132番地		円 70,000	円 98,000	9月から 10月まで	退職等の日付 ()			
新住所	(給与の支払いを受けなくなった後の住所)								
◎退職者の未徴収税額の納入は、一括徴収の方法でお願いします。 (一括徴収する場合は、次の欄にも記入して下さい。)							1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合は、本人からの申出がなくとも必ず一括徴収して下さい。		
一括徴収の理由				徴収予定月日		徴収予定期額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。		
1. 異動が令和__年12月31日まで、一括徴収の申出があつたため。 (令和 年 月 日申出)				月 日		円			
2. 異動が令和__年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。									
転勤等による特別徴収継続届出書(異動前給与支払者→異動後給与支払者が次の欄に記入→庄内町役場)									
納付額	月	円を	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号		特別徴収義務者 指定番号	新規 既存	
				(フリガナ) 名称				法人番号又は個人番号	
				代表者の職氏名				担当者 (連絡先)	
								電話	
受給者番号		払込を希望する 金融機関の所在地 及び名称				経理責任者氏名			

*HP <http://www.town.shonai.lg.jp> からダウンロードできます。